

新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するQ & A

【清瀬市立学校版】（令和2年7月1日時点）

【保健管理等に関すること】

問1 3つの条件が重なり合いさえしなければよいという理解でよいか。

- 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮することが必要です。
- 加えて、学校においては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策（手洗い指導の徹底含む）及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備などの万全な感染症対策をお願いします。
- なお、学校では1教室の児童・生徒の数が40名になることも有り得えますが、以下のように可能な限りの対策を講じるようお願いします。
 - ・ 向かい合う学習活動を行わない（理科室、音楽室、図工室等の座席の工夫など）
 - ・ 登下校時の昇降口を密集状態にしない（分散登校の工夫など）
 - ・ 全校児童・生徒で集まらない（学年を超えて集まる活動は行わない工夫など）
 - ・ 縦割り活動は可能な限り行わない（委員会活動・クラブ活動等の活動方法の工夫など）

問2 手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。

- 様々な場所にウイルスが付着している可能性がありますので、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。
- また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導してください。

問3 手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。

- 基本的には、流水と石けんで手洗いを行います。
- ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することが考えられます。
- なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行ってください。

問4 児童・生徒等の健康管理はどのように行うか。

- 家庭と連携し、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童・生徒については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に入室するように指導し、検温及び健康観察等を行ってください。（毎朝の健康観察表の提出）
- 発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させるようにしてください。

※発熱等の風邪症状について

- ・ 37.5度以上の発熱があった場合又は平熱比+1度超過した場合

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
 - ・ 軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- なお、登校前に健康状態を確認できなかった児童・生徒等が多数いる場合には、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備してください。
- また、同居の家族にも健康管理に取り組んでいただくよう呼びかけることも大切です。

問5 学校で児童・生徒の発熱を確認した場合には、どうすればよいか。

- 当該児童・生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導してください。（指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。）
- なお、特に低年齢の児童について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまるケースもあるかと思いますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をしてください。（簡易ベッド等の準備など）
- また、少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ小児医療機関（小児の場合は、小児科医による診察が望ましいとされています）等に電話などで相談するよう、ご家庭に指導してください。

（以下、厚生労働省HPより引用）

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ※ 症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。
- その後、もし感染が確認された場合には、保健所が濃厚接触者の特定等、必要な調査を行うことになりますのでご協力ください。

（なお、学校内の児童・生徒の中に濃厚接触者が特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の「出席停止」の措置をとってください。）

- 以上については、教職員についても同様の扱いとしてください。

問6 保護者から感染症対策のために学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか。

- まずは、保護者から子供を欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。
- その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特

性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えているなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない場合もあり得ると考えられます。

- なお、医療的ケアを必要とする児童・生徒や、基礎疾患等のある児童・生徒の中には、重症化のリスクが高いケースもあることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をしてください。

問7 児童・生徒や教職員が感染した場合はどうなるのか。

- 検査の結果、感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることとなります。
- 感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うこととなります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校においてもご協力ください。

問8 換気は、具体的にどのようにすればよいのか（頻度等について）。

- 換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うようにします。
- 授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談してください。
- なお、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。
- また、換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底にご留意ください。

問9 窓のない部屋ではどうしたらよいか。

- 窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気をしてください。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮してください。

問10 体育館のような、広く天井の高い部屋でも換気は必要か。

- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では換気を行うようにします。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにしてください。

問11 消毒は、具体的にどのような範囲で行えばよいか。【更新】

- 教室やトイレなど、児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行ってください。
- 学校における施設の消毒において、消毒液は、「一部の界面活性剤を使用した消毒液」及び次亜塩素

酸ナトリウムを積極的に利用いただきたいと考えております。

- なお、「一部の界面活性剤を使用した消毒液」及び次亜塩素酸ナトリウムの利用については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』（2020.6.16Ver.2）」（文部科学省）P24からP26を参照の上、適宜ご活用ください。

問12 学校内で共用される用具や備品についてはどのようにしたらよいか。

- 感染の要因の一つに、物品の共用による接触感染があります。学校では様々なものを共用していますが、可能な限り用具や物品の共用を避けるようお願いいたします。共用を避けることが難しいものについては、使用前後に手洗いを徹底するように指導することなどが考えられます。

問13 どのような場面でマスクをすればよいか。

- 学校の教育活動において、教職員及び児童・生徒はマスクを着用してください。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底するようお願いいたします。

問14 学校においてマスクが足りない場合にはどのように対処すべきか。

- マスクについては、国が4月から小中学校等の児童・生徒及び教職員分の布マスクの配布を始めています。
- 布マスクが配布されるまでの間については、引き続き家庭等で作成された手作りマスク等の活用をお願いしています。
- なお、手作りマスクの作成方法については、文部科学省「子どもの学び応援サイト」等を参考にいただければと考えております。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

問15 手作りマスクを用意できない家庭もあるのではないか。

- 基本的に、ご家庭でご用意いただくものと考えておりますが、ご家庭において、十分な対応が困難な場合も考えられることから、清瀬市教育委員会としても、引き続き、学校に対するマスクの供給確保に取り組んでまいります。
- さらに、各学校においても、養護教諭や家庭科、技術・家庭科担当教師等を中心に手作りマスクを作成する教育活動を行うことなども考えられます。

問16 手指用の消毒液について、学校においてどのように対処すべきか。

- 児童・生徒用の手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるもので、流水と石鹼での手洗いを指導して下さい。
- 来校者用の手指用消毒液については、来校者に分かるよう適切に設置してください。
- なお、児童・生徒等に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。

問17 マスク、消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に当たって国からの支援はあるのか。

- 現在、学校設置者に対して、児童・生徒用及び教職員用のマスク、消毒液・非接触型体温計等の保健衛生用品の購入等に要する経費の支援が進められており、清瀬市教育委員会としても対応中です。

問 1 8 海外から帰国した児童・生徒が2週間の自宅等での待機を要請された場合、その期間は欠席となるのか。

- その期間は学校保健安全法第 19 条に定める出席停止として取り扱って構いません。

問 1 9 患者が出た際の清瀬市教育委員会への報告はどのようにしたらよいのか。

- 指定の様式にて教育総務課学務係までご報告ください。(患者が児童・生徒及び保護者ではなく、来校者の場合も考えられることから、来校者には、来校時、受付用紙に必要事項を必ず記入させるよう徹底をお願いします。)

問 2 0 スクールバスの運行に際してどのような点に留意すべきか。

- スクールバスにおいても3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないようにすることはもちろんのこと、可能な範囲において、1つ1つの条件が発生しないよう配慮します。学校においてもマスクの着用及び乗車前の手洗い・うがいの徹底、健康観察表の提示について、児童・生徒への指導をお願いします。

- 具体的には、

- ・ 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・ 健康観察表の確認ができない者は乗車を見合わせる
- ・ 可能な範囲でコース変更や運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- ・ 利用者の座席を離し、会話を控え、マスクやフェイスシールド等の着用について指導すること。
- ・ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

等が考えられます。

- 清瀬市教育委員会では、スクールバスの利用や契約の状況等を踏まえ、スクールバスの運行に関するルールや留意点を予め利用者や保護者に示します。

問 2 1 児童・生徒の定期的健康診断はどのように実施すればよいか。

- 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童・生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて、学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施してください。

- 健康診断を実施する場合は、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないよう、

例えば、

- ・ 児童・生徒及び健康診断に関わる教職員は、事前の手洗いや咳エチケット等に努めること
- ・ 部屋の適切な換気に努めること
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにすること
- ・ 会話や発声をできる限り控えるよう児童・生徒に指導すること

等の工夫が考えられるほか、検査に必要な器具等を適切に消毒してください。（日本学校保健会「児童・生徒等の健康診断マニュアル」参照）

また、日程を分けて実施する等、学校の実情に応じて実施してください。

- 健康診断の実施の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図ってください。

問22 教職員の健康診断はどのように実施すればよいか。

- 毎年度、定期に実施することとなっている職員の健康診断については、別途指導課教職員係より5月12日付事務連絡にてお知らせしています。

問23 職員室等における教職員の勤務に際してどのような点に留意すればよいか。

- 教職員においては、児童・生徒等と同様、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策に取り組んでいただくほか、飛沫を飛ばさないようにマスクを着用してください。
- また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組んでいただくとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養させてください。
- 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにしてください。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。
- 職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫が考えられます。

【心のケア等に関すること】

問24 心のケアについてはどのように対応すればよいか。

- 児童・生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童・生徒も存在すると考えられます。
- ついては、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童・生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応いただくようお願いいたします。

問25 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいか。

- 感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。
- そのため、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮していただくようお願いします。
- また、児童・生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、清瀬市教育支援センター教育相談室、スクールソーシャルワーカー等を適宜活用していただくようお願いします。
- なお、医療従事者や社会機能の維持にあたる方を家族に持つ児童・生徒等を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置をとることは不適切であり、あってはならないことです。

【学習指導に関すること】

問26 臨時休業等に伴う児童・生徒の学習の遅れについて、清瀬市教育委員会としてどのように学習保障のための施策を講じているのか。

- 再開後の教育課程については、児童・生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校に必要な措置を講じることを依頼しているところです。
- 具体的には、地域の感染の状況や学校、児童・生徒の状況等も踏まえながら、学校が指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課すとともに、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話、電子メール等の様々な手段を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することを求めています。
- また、登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること、特に学習内容の定着が不十分な児童・生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じることを依頼しているところです。
- 清瀬市教育委員会としても、児童・生徒の家庭学習の支援方策の一つとして、家庭学習を支援する企画やインターネットサイトについてホームページに掲載し、随時紹介しています。学校においては、インターネットを活用した動画配信ができるよう教員の研修等の準備を進め、家庭学習を支援する取組について工夫するようお願いします。

問27 本年度新たに入学した児童・生徒について、臨時休業に伴い、前の学校段階で指導すべき内容の指導を行うことができなかった範囲がある場合、どのような対応が考えられるか。

- 清瀬市教育委員会としては、特に今春進学する児童・生徒に対して、令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があり、措置を講じる必要性が高い場合については、当該児

童・生徒の学習状況を進学先の学校に共有するとともに、実態に応じた必要な措置を講じるなどの対応を検討いただくよう、各学校に依頼したところです。

- 進学先の学校においては、共有された情報を踏まえて必要に応じて補充的な学習などの個に応じた指導や教育課程に位置付けない補習を行う、追加の家庭学習を適切に課す等の配慮が考えられます。

問28 進級した児童・生徒が、前学年で指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合に、本年度の授業時数の中で、前学年の未指導分の授業を行うことは可能か。

- 臨時休業等に伴い、今春進級した児童・生徒が授業を十分受けることができなかった場合には、児童・生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて、令和2年度に教育課程内で補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行うことも考えられます。
- その場合において、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもなく、各学校において弾力的に対処いただくことが可能です。

問29 令和2年2月までに前学年における指導事項を全て終えており、3月は前学年の復習に充てる予定だったところ、一斉臨時休業となったため、復習のための家庭学習を課したところである。この場合においても、令和2年度の教育課程内での補充のための授業を実施する必要があるか。

- 令和2年3月の一斉臨時休業に伴い、児童・生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、必要な措置を講じるなど配慮することが求められます。
- しかし、一斉臨時休業の前に令和元年度の全指導事項を終えており、かつ一斉臨時休業期間中にも復習のための家庭学習を適切に課していたなど、学習に著しい遅れが生じる可能性が低い場合は、学校や設置者において、令和2年度に補充のための授業を実施しないという判断をすることも十分に考えられます。
- ただし、その場合も、課された家庭学習の取組状況等も踏まえ、児童・生徒の学習状況を把握し、必要な措置を講じるなど配慮することは重要です。

問30 補充のための授業を行う時数を確保するために、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることを検討しているが、可能か。

- 臨時休業等に伴い、やむを得ず登校できなかった児童・生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、登校再開後には、学校において学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じていただくことが求められます。
- その際、児童・生徒や教職員の負担にも配慮した上で、補充のための授業を行うために長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能です。指導課までご相談ください。

- なお、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、東京都の条例等に則り、適切に振替を行うことが必要となります。

問3 1 令和元年度に指導を予定していたが臨時休業により未指導となっている事項の指導について、限られた時間を効果的に使って必要な措置を講じるためにどのような工夫が考えられるか。

- 臨時休業に伴い、児童・生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって学習に著しい遅れが生じることのないよう、補充のための授業等の必要な措置を講じるなど配慮することが求められますが、その際に、限られた時間を効果的に使って必要な措置を講じるための工夫を施すことは考えられます。
- 令和元年度に指導を予定していたが臨時休業により未指導となっている事項について、限られた時間を効果的に使って必要な措置を講じるための工夫としては、例えば、
 - ・ 令和2年度の教育課程内において（※1）、令和元年度の未指導事項と同じ系統性の内容を指導する際に（※2）扱う
 - ・ 児童・生徒の学習状況を踏まえ、教育課程に位置付けない補習を必要に応じて実施する
 - ・ 家庭との連携を図りながら学校において適切な家庭学習を課し、学校において児童・生徒の学習状況を把握した上で、学習内容の定着が不十分な児童・生徒に対して、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じる等が考えられます。

※1 令和2年度の教育課程内で補充のための授業を行う場合、そのことのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもありません。

※2 平成29年改訂小・中学校学習指導要領解説総則編にあるとおり、学習指導要領の各教科等の内容は、学年間の系統性、発展性について十分配慮されています（小・総則P.70、中・総則P.71）。

問3 2 臨時休業に伴い実施することができなくなった前年度の学年末考査を、本年度に実施することは可能か。可能な場合、その結果は指導要録にどう反映させることが考えられるか。

- 昨年度に実施する予定だった学年末考査を本年度に実施しても差し支えありません。
- 昨年度に実施する予定だった学年末考査を本年度に実施する場合、
 - ・ 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる、とされていること
 - ・ 各学年の課程の修了を認めるに当たっては、児童・生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならないこと
 - ・ 指導要録は、学年ごとに作成されるものとされていること

を踏まえ、令和2年度の指導要録における観点別学習状況の評価や評定に反映させることとなります。

問3 3 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、海外に渡航していた児童・生徒が帰国をするようになったが、そのような児童・生徒への学習状況の把握及び支援はどのように行うか。

- 外国における学習で不足していると考えられる学習内容については、必要に応じて、家庭学習を適切に課したり、添削指導や補充指導等も活用したりしながら、適切に補うなど配慮いただくようお願いいたします。

問34 本年度から全面実施される新小学校学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が重視されているが、感染拡大防止のための配慮を行いながらそれを進めていくにはどうすればよいか。

- 学校再開後の各教科等の指導に当たっては、まずは教室等のこまめな換気の徹底や、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを着用するよう指導するなど、感染症対策を講じていただいた上で、新学習指導要領において示している主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行っていただきたいと考えています。
- なお、それでも感染の可能性が高い一部の学習活動については当分の間、実施しないこととし、具体的な事例については、次の問において示しています。

問35 各教科等の指導について、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高いため、実施することができない学習活動についてはどのようなものがあるか。

- 各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、当分の間、これを行わないようにしてください。
 - ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・ 家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
 - ・ 体育科、保健体育科における児童・生徒が密集する運動や児童・生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
 - ・ 児童・生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - ・ 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童・生徒が密集して長時間活動する学校行事
- 感染症対策を十分講じた上で、各教科等に共通する感染症対策として、
 - ・ 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する
 - ・ 共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底するなどにも併せて取り組んでいただきたいと考えています。
- なお、当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じてください。

問36 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、今年度は実施できないのか。

- 当分の間、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動ができないことが予想されるこ

とを踏まえて、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じていただきたいと考えております。

- これらの学習活動が実施できるようになる時期については、東京都における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて判断されるべきものと考えており、現時点で今年度一切上記の学習活動を実施することができないというものではありません。

問37 感染症対策を講じた上で、自立活動の指導を行う場合に留意することは何か。

- 指導内容によっては、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対応が取れない場合又は教師と児童・生徒の接触や児童・生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う、等の柔軟な対応を図ることが考えられます。

問38 実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意すべきか。

- 一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている児童・生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意してください。
- 運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されています。このような運動時による身体へのリスクを考慮して、体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童・生徒の間隔を十分に確保するなど、以下のような感染症対策を十分に講じる必要があります。
 - ・ マスクを外している間は、児童・生徒の間を2m以上確保するとともに、不必要な会話や発声は行わないよう指導すること
 - ・ マスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと
 - ・ 当面の間、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館で実施する必要がある場合は呼気が激しくなるような運動を避け、こまめな換気などを行うこと
 - ・ 体調が優れない場合は参加を見合わせる。見学する場合は、児童・生徒の間隔を2m以上確保し、マスクを着用すること
 - ・ 教師は、原則マスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断した場合や、指導のために自らが運動を行う場合などはマスクを外すことは問題ないこと
- 児童・生徒が密集する運動や児童・生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、例えば、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をすることが考えられます。
- また、可能な限り授業を屋外で実施したり、児童・生徒が集合・整列する場面を避けるなどの工夫を

するとともに、用具を適切に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底するなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じてください。

問 3 9 令和 2 年度の清瀬市学力調査はどうなるのか。

- 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業による学校現場への影響を考慮し実施しないことといたしました。
- なお、「全国学力・学習状況調査」及び「児童・生徒の学力向上を図るための調査（東京都）」も実施しません。これらの調査については、使用する予定であった問題冊子等を各学校で有効に活用できるよう、後日お送りする予定です。配布の時期等、詳細については、追って連絡させていただきます。

問 4 0 令和 2 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査はどうなるのか。

- 学校の再開状況等を踏まえ、今年度は中止となりました。ただし、希望があれば一部の種目の実施は可能のため、各学校で判断し、実施してください。その際は、感染症対策を十分講じることとします。

【始業式等及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること】

問 4 1 始業式等の実施に当たっては、具体的にどのような感染拡大防止の対策が考えられるか。【更新】

- 始業式等を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したり、放送による実施にしたりする等の開催方式の工夫を講じることとします。

<感染拡大防止の措置>

- ・ 風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・ 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨（可能な限りマスク着用）、可能な範囲で消毒薬の設置
- ・ こまめな換気の実施

問 4 2 修学旅行等、宿泊を伴う行事の実施について、清瀬市教育委員会はどう考えているか。【更新】

- 修学旅行等、宿泊を伴う行事は、令和 2 年度においては中止とします。
- なお、これらの行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、各教科等の学習活動の取組に代えるよう配慮してください。

問 4 3 修学旅行等、宿泊を伴う行事を中止又は延期した場合のキャンセル料等については、支援してもらえるのか。【更新】

- 保護者の経済的な負担軽減を図るため、国が支援することとなっています。現在調整中です。

問 4 4 運動会等の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。【更新】

- 運動会や文化祭、学芸会、展覧会、作品展、学習発表会、合唱コンクールなどの一度に大人数が集まって人が密集する行事は、安全な実施が困難であると判断し、令和 2 年度においては中止とします。

- なお、これらの行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、学年ごとの取組として校内放送（音声や映像など）を活用したりするなどして、各教科等の学習活動の取組に代えるよう配慮してください。

問 4 5 各学校行事の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

- 学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討することが重要となります。
- その上で、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮してください。

（各学校行事における工夫の例）

※ 例であり各学校の実態に応じ適切に判断することが重要となります。

◆ 儀式的行事（着任式・離任式、新入生との対面式など）

- ・ 離任者や上級生などのメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校だよりに掲載したりする など

◆ 文化的行事（学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭など）

- ・ 学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す など

◆ 健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）

- ・ 健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮する
- ・ 避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする など

※ 運動会については、前問をご確認ください。

◆ 遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事（校外学習について）

- ・ 学区域外での校外学習は原則中止とする
- ・ 学区域内での校外学習においてもマスクを着用し、感染症対策を可能な限り講じるようにするなど

◆ 勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃など）活動

- ・ 大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する
- ・ 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する など

【部活動に関すること】

問 4 6 部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

○ 部活動の実施に当たっては、学校再開後3週目以降から実施可能とします。その際は、以下の事項について、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等においても着実な取組を行うことが必要と考えます。

- ・ 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等は短時間で利用するとともに、一斉に利用しないよう指導する
- ・ 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する
- ・ 一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意する
- ・ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする
- ・ 部活動で使用する用具等については、使用前に適切に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない
- ・ 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や手洗いの徹底など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する
- ・ 活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠する

その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む

問47 部活動の地方大会や対外試合等及び合宿について。【更新】

○ 部活動の地方大会や対外試合等については、地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、学校として責任を持って、会場への移動時、会場での更衣室や会議室の利用時など、スポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じることが必要と考えます。

また、その実施について、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、万全の感染防止対策を講じることが必要と考えます。（「運動部・文化部の大会参加に向けた参加要項」を指導課まで提出すること）

○ 合宿については、行わないこととしています。

（参考）

- ・ 各種スポーツイベントの開催に関する考え方について（令和2年3月20日時点）

https://www.mext.go.jp/content/20200320-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

- ・ 各種文化イベントの開催に関する考え方について（令和2年3月20日時点）

https://www.mext.go.jp/content/202000320-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- ・ 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の延長等について（令和2年5月4日時点）

https://www.mext.go.jp/content/20200507-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

問48 部活動の再開と部活動改革の推進について。

- 部活動に関する業務は、従来から、教師の長時間勤務の主な要因の一つであるとの意見があることや、感染拡大防止の観点から、従来よりもきめ細かい部活動の管理が教師に求められることを十分に考慮し、学校の管理職においては、ガイドラインに準拠した活動時間や週休日を設定したり、部活動に係る校務分掌において教師の業務量や意向を踏まえた配慮を行うなど、部活動が教師に過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします。
- また、清瀬市教育委員会としても、部活動における感染防止対策を講じるとともに、学校の働き方改革も十分に考慮して、部活動指導員の配置、合同部活動の推進、部活動の段階的な地域移行など、教師の負担軽減に資する部活動改革を積極的に進めていきます。

【学校給食に関すること】

問49 給食の配食時の留意事項はあるか。【更新】

- 配食時のマスクの着用は、口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために必要とされています。（フェイスシールド等の活用）
- 必ずしも市販のマスクである必要はなく、手作りマスクなど当該目的を達成できる機能を有するもので代替して差し支えありません。
- なお、配膳台などは適切に消毒し、配食を行う児童・生徒や教職員は一定の距離を保つなど可能な限りの感染症対策を講じる必要があります。

問50 給食の会食時の留意事項はあるか。

- 給食当番はもとより、児童・生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底する必要があります。
- 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えたり、机上の衛生のため、ランチョンマットを持参させたりするなどの対応が考えられます。

※その他、【学校給食に関すること】についての詳細は、別に示す対応マニュアルに準拠すること

【公立学校の教職員の出勤等のサービスに関すること】

問51 学校再開後において、公立学校の教職員の出勤等のサービスはどのように取り扱われるのか。

- 学校の再開に当たっては、東京都及び清瀬市における方針を踏まえ、授業等を実施するために必要な体制等を整えていただくこととなります。その上で、教職員自身の健康にも配慮しつつ、在宅勤務や時差出勤についても可能な範囲で推進するようお願いいたします。
- また、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には事故欠勤と取り扱うこと、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務により学校へ出勤させないようにすることなど、東京都及び清瀬市の条例等にのっとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行っていただきますようお願いいたします。
 なお、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務の措置の趣旨を踏まえるようお願いいたします。

【家庭支援及び子供の居場所に関すること】

問52 学校を再開する場合でも、「学童クラブ」や「まなべー」において密集性を回避し感染を防止する

観点等からは、一定のスペースを確保することが必要ではないか。

- 「学童クラブ」、「まなべー」においては、密集性を回避し感染を防止する観点等から、一定のスペースを確保することが必要です。
- 学校再開後も「学童クラブ」、「まなべー」の教室、図書館、体育館、校庭等の施設利用について御協力ください。

問53 日本語指導を必要とする児童・生徒に対する留意事項はあるか。

- 日本語指導を必要とする児童・生徒の状況を把握いただくとともに、日本語の定着に著しく遅れが生じていると考えられる場合は、必要に応じて、学校における家庭学習を適切に課したり、添削指導や補充指導等を活用したりしながら、学級担任と日本語指導員で連携して適切に補うよう配慮をお願いします。
- 清瀬市教育委員会としても、日本語指導員の派遣について配慮するとともに、関係機関と緊密に連携し、必要な支援を講じてまいります。